

**第十八条 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の**

一部を次のように改正する。

**（租税特別措置法の一部改正）**

**第八条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のよう**  
うに改正する。

第十条の五第一項中「（第一号に掲げる要件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされたものに限る。）が、」を「が、適用年（）に、「（平成二十四年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）及びその事業を廃止した日の属する年を除く。以下この項及び次項において「適用年」という」を「に限る」に、「第二号に掲げる要件」を「次に掲げる要件の全て」に改め、「（同号イ及びロに掲げる要件にあつては、当該適用年においてこれらの要件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限る。）」を削り、「規定する適用事業」及び「政令で定めるもの」の下に「を行つている場合」を加え、「第四項において「適用事業」という。」及び「を行つている場合」を削り、「の基準雇用者数」の下に「（当該適用年において次項の規定の適用を受ける場合には、その適用に係る同項に規定する地方事業所税額控除限度額の計算の基礎となつた地方事業所基準雇用者数を控除した数）」を加え、ただし書を削り、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の調整前事業所得税額（第十条第六項第二号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項及び第三項において同じ。）の百分の十（当該個人が中小事業者（第十条第六項第四号に規定する中小事業者をいう。第一号において同じ。）である場合には、百分の二十）に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

第十条の五第一項各号を次のように改める。

一 基準雇用者数が五人以上（中小事業者にあつては、二人以上）であることにつき政令で定めるところにより証明がされたこと。

**（租税特別措置法の一部改正）**

**第八条 同 上**

第十条の五第一項中「（第一号に掲げる要件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされたものに限る。）が、」を「が、適用年（）に、「（平成二十四年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）及びその事業を廃止した日の属する年を除く。以下この項及び次項において「適用年」という」を「に限る」に、「第二号に掲げる要件」を「次に掲げる要件の全て」に改め、「（同号イ及びロに掲げる要件にあつては、当該適用年においてこれらの要件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限る。）」を削り、「規定する適用事業」及び「政令で定めるもの」の下に「（当該適用年において次項の規定の適用を受ける場合には、その適用に係る同項に規定する地方事業所税額控除限度額の計算の基礎となつた地方事業所基準雇用者数を控除した数）」を加え、ただし書を削り、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の調整前事業所得税額（第十条第六項第二号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項及び第三項において同じ。）の百分の十（当該個人が中小事業者（第十条第六項第四号に規定する中小事業者をいう。第一号において同じ。）である場合には、百分の二十）に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

第十条の五第一項各号を次のように改める。

一 基準雇用者数が五人以上（中小事業者にあつては、二人以上）であることにつき政令で定めるところにより証明がされたこと。

二 基準雇用者割合が百分の十以上であること又は当該適用年の前年の十二月三十一日における雇用者（当該適用年の十二月三十一日ににおいて高年齢雇用者に該当する者を除く。）の数が零であることにつき、政令で定めるところにより証明がされたこと。

### 三 給与等支給額が比較給与等支給額以上であること。

第十条の五第五項中「第一項の」を「第一項から第三項までの」に、「第十条の五第一項」を「第十条の五第一項から第三項まで」に改め、同項を同項第九項とし、同項第四項中「前二項」を「第四項から前項まで」に、「第一項」を「第一項又は第二項」に、「適用事業を同項の規定の適用を受けようとする年の前年」を「これらの規定に規定する事業所得を生ずべき事業を平成二十三年以後」に、「当該個人の給与等の支給額のうち前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額」を「比較給与等支給額」に、「その他同項」を「その他第一項から第三項まで」に改め、同項を同項第八項とし、同項第三項中「第一項」を「第一項から第三項まで」に、「同項」を「これら」に改め、「基準雇用者数」の下に「地方事業所基準雇用者数又は地方事業所特別基準雇用者数」を加え、同項を同項第七項とし、同項第二項第七号中「除く」を「除くものとし、当該適用年の前年において事業を開始した場合における当該適用年にあつては当該金額に十二を乗じてこれを当該適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額とする」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「及び第四項」を削り、同号を同項第八号とし、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号中「次号及び第七号」を「第六号及び第九号」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 地方事業所基準雇用者数 適用年の前々年の一月一日から当該適用年の十二月三十一日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた個人が当該計画の認定に係る地域再生法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下この号及び第十号において「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）に従つて当該計画の認定をした同項第一項に規定する認定都道府県知事（同号において「

二 基準雇用者割合が百分の十以上であること又は当該適用年の前年の十二月三十一日における雇用者（当該適用年の十二月三十一日ににおいて高年齢雇用者に該当する者を除く。）の数が零であることにつき、政令で定めるところにより証明がされたこと。

### 三 給与等支給額が比較給与等支給額以上であること。

第十条の五第五項中「第一項の」を「第一項から第三項までの」に、「第十条の五第一項」を「第十条の五第一項から第三項まで」に改め、同項を同項第九項とし、同項第四項中「前二項」を「第四項から前項まで」に、「第一項」を「第一項又は第二項」に、「適用事業を同項の規定の適用を受けようとする年の前年」を「これらの規定に規定する事業所得を生ずべき事業を平成二十三年以後」に、「当該個人の給与等の支給額のうち前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額」を「比較給与等支給額」に、「その他同項」を「その他第一項から第三項まで」に改め、同項を同項第八項とし、同項第三項中「第一項」を「第一項から第三項まで」に、「同項」を「これら」に改め、「基準雇用者数」の下に「地方事業所基準雇用者数又は地方事業所特別基準雇用者数」を加え、同項を同項第七項とし、同項第二項第七号中「除く」を「除くものとし、当該適用年の前年において事業を開始した場合における当該適用年にあつては当該金額に十二を乗じてこれを当該適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額とする」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「他の者」の下に「（）」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「他の者」の下に「（）」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第八号とし、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号中「次号及び第七号」を「第六号及び第九号」とし、同項第三号中「次号及び第七号」を「第六号及び第九号」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 地方事業所基準雇用者数 適用年の前々年の一月一日から当該適用年の十二月三十一日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた個人が当該計画の認定に係る地域再生法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下この号及び第十号において「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）に従つて当該計画の認定をした同項第一項に規定する認定都道府県知事（同号において「

認定都道府県知事」という。)が作成した同法第八条第一項に規定する認定地域再生計画(同号において「認定地域再生計画」という。)に記載されている同法第五条第四項第四号に規定する地方活力向上地域(当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業に関するものである場合は、同号に規定する地方活力向上地域)において整備した同法第五条第四項第四号に規定する特定業務施設(第十号において「特定業務施設」という。)のみを当該個人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第十条の五第二項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 適用年 平成二十四年から平成二十八年までの各年(地域再生法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十九号)の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に地域再生法第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画(第五号及び第十号において「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。)について同条第三項の認定(以下この項において「計画の認定」という。)を受けた個人にあつては、当該計画の認定を受けた日の属する年以後三年内の各年を含む。)をいい、平成二十四年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年(相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。)及びその事業を廃止した日の属する年を除く。

第十条の五第二項に次の一号を加える。

十 地方事業所特別基準雇用者数 適用年の前々年の一月一日から当該適用年の十二月三十一日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画(地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。)について計画の認定を受けた個人の当該適用年及び当該適用年前の各年のうち、当該計画の認定を受けた日の属する年以後の各年の当該個人が当該計画の認定に係る認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて当該計画の認定をした認定都道府県知事が作成した認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第四号に規定する地方活力向上地域に移転して整備した

認定都道府県知事」という。)が作成した同法第八条第一項に規定する認定地域再生計画(同号において「認定地域再生計画」という。)に記載されている同法第五条第四項第四号に規定する地方活力向上地域(当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業に関するものである場合は、同号に規定する地方活力向上地域)において整備した同法第五条第四項第四号に規定する特定業務施設(第十号において「特定業務施設」という。)のみを当該個人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第十条の五第二項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 適用年 平成二十四年から平成二十八年までの各年(地域再生法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十九号)の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に地域再生法第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画(第五号及び第十号において「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。)について同条第三項の認定(以下この項において「計画の認定」という。)を受けた個人にあつては、当該計画の認定を受けた日の属する年以後三年内の各年を含む。)をいい、平成二十四年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年(相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。)及びその事業を廃止した日の属する年を除く。

第十条の五第二項に次の一号を加える。

十 地方事業所特別基準雇用者数 適用年の前々年の一月一日から当該適用年の十二月三十一日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画(地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。)について計画の認定を受けた個人の当該適用年及び当該適用年前の各年のうち、当該計画の認定を受けた日の属する年以後の各年の当該個人が当該計画の認定に係る認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて当該計画の認定をした認定都道府県知事が作成した認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第四号に規定する地方活力向上地域に移転して整備した

特定業務施設のみを当該個人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数の合計数をいう。

第十条の五第二項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 前項第九号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第一条から第三項までの規定は、これらの規定の適用を受けようとする年及びその前年において、これらの規定に規定する個人に離職者（当該個人の雇用者又は高年齢雇用者であつた者で、当該個人の都合によるものとして財務省令で定める理由によつて離職（雇用保険法第四条第二項に規定する離職をいう。）をしたもの）がないことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限り、適用する。

第十条の五第一項の次に次の二項を加える。

2 青色申告書を提出する個人で地域再生法第十七条の二第四項に規定する認定事業者（次項において「認定事業者」という。）であるものが、適用年において、第一号に掲げる要件を満たす場合で、かつ、雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業を行つてゐる場合（前項に規定する政令で定める事業を行つてゐる場合を除く。）には、当該個人の当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、二十万円（当該個人が第二号に掲げる要件を満たす場合には、五十万円）に当該個人の当該適用年の地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が当該適用年の基準雇用者数を超える場合には、当該基準雇用者数）を乗じて計算した金額（以下この項において「地方事業所税額控除限度額」という。）を控除する。

この場合において、当該地方事業所税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の調整前事業所得税額の百分の三十に相当する金額（当該適用年において前項の規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額又は前条第三項の規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額に相当する金額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の三十に相当する金額を限度とする。

一 前項第一号及び第三号に掲げる要件

特定業務施設のみを当該個人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数の合計数をいう。

第十条の五第二項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 前項第九号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第一条から第三項までの規定は、これらの規定の適用を受けようとする年及びその前年において、これらの規定に規定する個人に離職者（当該個人の雇用者又は高年齢雇用者であつた者で、当該個人の都合によるものとして財務省令で定める理由によつて離職（雇用保険法第四条第二項に規定する離職をいう。）をしたもの）がないことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限り、適用する。

第十条の五第一項の次に次の二項を加える。

2 青色申告書を提出する個人で地域再生法第十七条の二第四項に規定する認定事業者（次項において「認定事業者」という。）であるものが、適用年において、第一号に掲げる要件を満たす場合で、かつ、雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業を行つてゐる場合（前項に規定する政令で定める事業を行つてゐる場合を除く。）には、当該個人の当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、二十万円（当該個人が第二号に掲げる要件を満たす場合には、五十万円）に当該個人の当該適用年の地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が当該適用年の基準雇用者数を超える場合には、当該基準雇用者数）を乗じて計算した金額（以下この項において「地方事業所税額控除限度額」という。）を控除する。

この場合において、当該地方事業所税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の調整前事業所得税額の百分の三十に相当する金額（当該適用年において前項の規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額又は前条第三項の規定により当該適用年の年分の調整前事業所得税額の百分の三十に相当する金額）を超える場合は、当該基準雇用者数を乗じて計算した金額（以下この項において「地方事業所税額控除限度額」という。）を控除する。

この場合において、当該地方事業所税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の調整前事業所得税額の百分の三十に相当する金額（当該適用年において前項の規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額又は前条第三項の規定により当該適用年の年分の調整前事業所得税額の百分の三十に相当する金額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の三十に相当する金額を限度とする。

一 前項第一号及び第三号に掲げる要件

二 基準雇用者割合が百分の十以上であること又は当該適用年の前年の十二月三十一日における雇用者（当該適用年の十二月三十一日ににおいて高年齢雇用者に該当する者を除く。）の数が零であることにつき、政令で定めるところにより証明がされたこと。

3 青色申告書を提出する個人で認定事業者であるもののうち前項の規定の適用を受ける又は受けたものが、その適用を受ける年以後の各適用年（当該個人の地域再生法第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（同項第一号に掲げる事業に関するものに限る。）について同条第三項の認定を受けた日の属する年以後の各年で基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない年以後の各年を除く。）において、雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業を行つている場合（第一項に規定する政令で定める事業を行つてある場合を除く。）には、当該個人の当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、三十万円に当該個人の当該適用年の地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額（以下この項において「地方事業所特別税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該地方事業所特別税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の調整前事業所得税額の百分の三十に相当する金額（当該適用年ににおいて第一項若しくは前項の規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額又は前条第三項の規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の三十に相当する金額を限度とする。

附 則  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～五 省略

六 第七条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第九条第一項の改正規定、同法第十条の四の次に五条を加える改正規定、同法第十二条の二第一項の改正規定及び同

二 基準雇用者割合が百分の十以上であること又は当該適用年の前年の十二月三十一日における雇用者（当該適用年の十二月三十一日ににおいて高年齢雇用者に該当する者を除く。）の数が零であることにつき、政令で定めるところにより証明がされたこと。

3 青色申告書を提出する個人で認定事業者であるもののうち前項の規定の適用を受ける又は受けたものが、その適用を受ける年以後の各適用年（当該個人の地域再生法第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（同項第一号に掲げる事業に関するものに限る。）について同条第三項の認定を受けた日の属する年以後の各年で基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない年以後の各年を除く。）において、雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業を行つている場合（第一項に規定する政令で定める事業を行つてある場合を除く。）には、当該個人の当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、三十万円に当該個人の当該適用年の地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額（以下この項において「地方事業所特別税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該地方事業所特別税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の調整前事業所得税額の百分の三十に相当する金額（当該適用年ににおいて第一項若しくは前項の規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額又は前条第三項の規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の三十に相当する金額を限度とする。

附 則  
(施行期日)

第一条 同 上

一～五 同 上

六 次に掲げる規定 平成二十九年一月一日

イ 第七条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第九条第一項の改正規定、同法第十条の四の次に五条を加える改正規定、同法第十二条の二第一項の改正規定及び同

法第十三条第四項の改正規定 平成二十九年一月一日  
七 削除

の次に五条を加える改正規定、同法第十一條の二第一項の改正規定及び同法第十三條第四項の改正規定

口 第八條中租税特別措置法第十條の五第二項第六号の改正規定（「他の者」の下に「（当該個人が非居住者である場合の所得税法第六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）」を加える部分に限る。）

七 次に掲げる規定 平成二十九年四月一日

イ 第二條中法人税法第五十七條第一項の改正規定（同項ただし書に係る部分を除く。）、同條第二項の改正規定、同條第三項の改正規定、同條第四項の改正規定、同條第六項の改正規定、同條第七項の改正規定、同條第八項の改正規定、同法第五十八條第一項の改正規定（同項ただし書に係る部分を除く。）、同條第二項の改正規定、同法第八十一條の九第一項の改正規定（同項第一号口に係る部分を除く。）並びに同條第二項、第三項及び第五項の改正規定並びに附則第二十七條第一項、第三十条第一項及び第一百二十条（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第五十八条第一項の改正規定（「九年」を「十年」に改める部分に限る。）に限る。）の規定

口 第六條中國税通則法第二十三條第一項の改正規定及び同法第七十二条第二項の改正規定並びに附則第五十三条第一項及び第三項の規定

八 同 上

八省略  
八の二 次に掲げる規定 平成三十年四月一日

イ 第二條中法人税法第五十七條第一項の改正規定（同項ただし書に係る部分を除く。）、同條第二項の改正規定、同條第三項の改正規定、同條第四項の改正規定、同條第六項の改正規定、同條第七項の改正規定、同條第八項の改正規定、同法第五十八條第一項の改正規定（同項ただし書に係る部分を除く。）、同條第二項の改正規定、同法第八十一條の九第一項の改正規定（同項第一号口に係る部分を除く。）並びに同條第二項、第三項及び第五項の改正規定並びに附則第二十七條第一項、第三十条第一項及び第一百二十条（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第五十八条第一項の改正規定（「九年」を「十年」に改める部分に限る。）に限る。）の規定

八省略  
八の二 次に掲げる規定 平成三十年四月一日

イ 第二條中法人税法第五十七條第一項の改正規定（同項ただし書に係る部分を除く。）、同條第二項の改正規定、同條第三項の改正規定、同條第四項の改正規定、同條第六項の改正規定、同條第七項の改正規定、同條第八項の改正規定、同法第五十八條第一項の改正規定（同項ただし書に係る部分を除く。）、同條第二項の改正規定、同法第八十一條の九第一項の改正規定（同項第一号口に係る部分を除く。）並びに同條第二項、第三項及び第五項の改正規定並びに附則第二十七條第一項、第三十条第一項及び第一百二十条（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第五十八条第一項の改正規定（「九年」を「十年」に改める部分に限る。）に限る。）の規定

条第二項の改正規定並びに附則第五十三条第一項及び第三項の規定

九・十 省略  
十一 次に掲げる規定 地域再生法の一部を改正する法律(平成二十七

年法律第四十九号)の施行の日

イ 第八条中租税特別措置法第十条の四の改正規定、同法第十条の五

の改正規定、同法第十条の六第一項第五号の次に一号を加える改正

規定、同項第六号の改正規定、同法第十九条第一号の改正規定(「

第十条の二の二、第十条の三」を「第十条の二から第十条の四まで

に改める部分に限る。)、同法第三十七条第十項を同条第十一項

とする改正規定、同条第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、

同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第三十七条の二の改

正規定、同法第三十七条の三の改正規定(同条第二項中「及び第十

三条の二」を削る部分を除く。)、同法第三十七条の五の改正規定

(同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第三十七条の二の改

正規定、同法第三十七条の三の改正規定(同条第二項中「及び第十

三条の二」を削る部分を除く。)、同法第三十七条の十の改正規定

(同条第一項の表の第二号の上欄の口に係る部分及び同条第二項の

表第三十七条第四項の項に係る部分を除く。)、同法第三十七条の三

の改正規定、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に一項を加え

る改正規定、同法第三十七条第十項を同条第十一項とする改正規定、同条第九項

の改正規定、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に一項を加え

イ 第八条中租税特別措置法第十条の四の改正規定、同法第十条の五  
の改正規定(同条第二項第六号中「他の者」の下に「(当該個人が  
非居住者である場合の所得税法第一百六十一条第一項第一号に規定す  
る事業場等を含む。)」を加える部分を除く。)、同法第十条の六  
第一項第五号の次に一号を加える改正規定、同項第六号の改正規定  
、同法第十九条第一号の改正規定(「第十条の二の二、第十条の三  
」を「第十条の二から第十条の四まで」に改める部分に限る。)、  
同法第三十七条第十項を同条第十一項とする改正規定、同条第九項

九・十 同上

十一 同上

イ 第八条中租税特別措置法第十条の四の改正規定、同法第十条の五  
の改正規定(同条第一項に係る部分、「法人税の額(この条、第四十二条の四、  
第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第七項  
から第九項まで及び第十二項、第四十二条の九、第四十二条の十第  
二項、第三項及び第五項、前条第二項、第三項及び第五項、次条第  
二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第四  
十二条の十二の五第七項及び第八項並びに法人税法第六十七条から  
第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額  
とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く)」を「  
調整前法人税額(第四十二条の四第六項第二号に規定する調整前法  
人税額をいう)」に改める部分及びただし書を削り、同項各号列記以  
外の部分に後段として次のように加える部分に限る。)、同条第六

イ 第八条中租税特別措置法第十条の四の改正規定、同法第十条の五  
の改正規定(同条第一項に係る部分、「法人税の額(この条、第四十二条の四、  
第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、前  
条第二項、第三項及び第五項、次条第二項、第四十二条の十二の三  
第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び  
第八項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適  
用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四  
号に規定する附帯税の額を除く)」を「調整前法人税額(第四十二条  
の四第六項第二号に規定する調整前法人税額をいう)」に改める部分  
及びただし書を削り、同項各号列記以外の部分に後段として次によ  
うに加える部分に限る。)、同条第六項に係る部分(「第一項の」  
を「第一項から第三項までの」に改め  
る部分及び「第四十二条の十二第一項」を「第四十二条の十二の二  
第一項から第三項まで」に、「同項」を「同条第一項から第三項ま  
で」に改める部分を除く。)及び同条第二項に係る部分(同項第一  
号中「同法第一百四十一条第一号に掲げる外国法人に該当する」を「  
第一項から第三項までの」に改める部分及び「第四十二条の十  
二第一項」を「第四十二条の十二の二第一項から第三項まで」に、

恒久的施設を有する」に、「同法第二条第六号」を「同条第六号」に改める部分及び同項第七号中「連結法人」の下に「及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第二百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加える部分に限る。)を除く。)、同条を同法第四十二条の十二の二とする改正規定、同法第四十二条の十一の次に一項を加える改正規定、同法第四十二条の十二の四第一項の改正規定(「(第四十二条の十二)を「(第四十二条の十二の二)に改める部分に限る。)、同法第四十二条の十三第一項第九号の改正規定、部分に限る。)、同法第五十二条の同項第八号を同項第九号とし、同号の次に一号を加える改正規定(同項第八号を同項第九号とし、同号の次に一号を加える部分を除く。)、同法第五十二条の二第一項の改正規定(「第四十二条の十一第一項」の下に「、第四十二条の十二号を同項第九号とし、同号の次に一号を加える部分に限る。)、同法第五十三条第一項第八号を同項第九号とし、同項第九号を同項第十号とする改正規定(「第四十二条の十、第四十二条の十一」を「第四十二条の十から第四十二条の十二まで」に改める部分に限る。)、同法第六十五条の七第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に一項を加える改正規定、同法第六十五条の八第十八項の改正規定、同項を同条第十九項とし、同条第十七項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八条の三の四第二項の改正規定(「第四十二条の十一第三項、第四十二条の十二」を「第四十二条の十一第三項、第四十二条の十二の二」に改める部分に限る。)、同法第六十八条の十五の二の改正規定(同条第一項に係る部分、「法人税の額(この条、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十二条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く)を「調整前連結税額(第六十八条の九第六項第二号に規定する調整前連結税額をいう)に、「この項において「調整前連結税額」という」を「第三項までにおいて同じ」に改める部分及びただし書を削り、同項各号列記以外の部分に後段として次のように

「同項」を「同条第一項から第三項まで」に改める部分を除く。)及び同条第二項に係る部分(同項第一号中「同法第二百四十二条第一項に掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を有する」に、「同法第二条第六号」を「同条第六号」に改める部分及び同項第七号中「連結法人」の下に「及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第二百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加える部分に限る。)を除く。)、同条を同法第四十二条の十二の二とする改正規定、同法第五十二条の二第一項の改正規定(「第四十二条の十二の二」に改める部分に限る。)、同法第四十二条の十二の四第一項の改正規定(「(第四十二条の十二)を「(第四十二条の十二の二)に改める部分に限る。)、同法第五十二条の二第一項の改正規定(「第四十二条の十、第四十二条の十一」を「第四十二条の十から第四十二条の十二まで」に改める部分に限る。)、同法第六十五条の七第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八条の八第十九項とし、同条第十七項の次に一項を加える改正規定(「第四十二条の十一第三項、第四十二条の十二」を「第四十二条の十一第三項、第四十二条の十二の二」に改める部分に限る。)、同法第六十八条の三の四第二項の改正規定(「第四十二条の十一第三項、第四十二条の十二」を「第四十二条の十一第三項、第四十二条の十二」に改める部分に限る。)、同法第六十八条の十五の二の改正規定(同条第一項に係る部分、「法人税の額(この条、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、前条第二項、第三項及び第五項、次条第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十二条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く)を「調整前連結税額(第六十八条の九第六項第二号に規定する調整前連結税額をいう)に、「この項において「調整前連結税額」という」を「第三項までにおいて同じ」に改める部分及びただし書を削り、同項各号列記以外の部分に後段として次のように

加える部分に限る。)を除く。)、同条を同法第六十八条の十五の三とする改正規定、同法第六十八条の十五の次に一条を加える改正規定、同法第六十八条の十五の五第一項の改正規定(「第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五の三」に改める部分に限る。)、同法第六十八条の十五の七第一項第九号の改正規定、同項第八号を同項第九号とし、同号の次に一号を加える改正規定(同項第八号を同項第九号とする部分を除く。)、同法第六十八条の四十第一項の改正規定(「第六十八条の十五第一項」の下に、「第六十八条の十五の二第一項」を加える部分に限る。)、同法第六十八条の四十第一項第二号の改正規定(「第六十八条の十四、第六十八条の十五」を「第六十八条の十四から第六十八条の十五の二まで」に改め部分に限る。)、同法第六十八条の七十八第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八条の七十九第十九項の改正規定及び同項を同条第二十項とし、同条第十八項の次に一項を加える改正規定並びに附則第六十条、第六十一条、第六十四条第十四項、第六十七条第四項、第七十三条第三項、第七十六条、第七十七条第一項、第八十二条第三項、第八十七条第一項及び第九十三条第三項の規定

(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等に関する経過措置)  
第二十七条 新法人税法第五十七条规定(第一項ただし書、第五項及び第十一項から第十四項までを除く。)及び第五十八条(第一項ただし書、第三項及び第六項から第九項までを除く。)の規定は、法人の平成三十年四月一日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額について適用し、法人の同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等に関する経過措置)  
第二十七条 新法人税法第五十七条规定(第一項ただし書、第五項及び第十一項から第十四項までを除く。)及び第五十八条(第一項ただし書、第三項及び第六項から第九項までを除く。)の規定は、法人の平成二十九年四月一日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額について適用し、法人の同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

2 法人の施行日から平成三十年三月三十日までの間に開始する事業年度の所得に係る新法人税法第五十七条第一項ただし書及び第十一項並び

## 口・ハ 省 略

## 十二・十七 省 略

## 口・ハ 同 上

に第五十八条第一項ただし書及び第六項の規定の適用については、これらの規定中「百分の五十」とあるのは、当該法人の施行日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「百分の六十五」と、当該法人の同年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「百分の五十五」とする。

#### (連結欠損金の繰越しに関する経過措置)

第三十条 新法人税法第八十一条の九（第一項ただし書及び第八項から第十一項までを除く。）の規定は、連結法人の平成三十年四月一日以後に開始する連結事業年度において生ずる連結欠損金額について適用し、連結法人の同日前に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額については、なお従前の例による。

2 連結親法人の施行日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度の連結所得に係る新法人税法第八十一条の九第一項ただし書及び第八項の規定の適用については、同条第一項第一号ロ及び第八項中「百分の五十」とあるのは、当該連結親法人の施行日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度については「百分の六十五」と、当該連結親法人の同年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度については「百分の五十五」とする。

#### (連結欠損金の繰越しに関する経過措置)

第三十条 新法人税法第八十一条の九（第一項ただし書及び第八項から第十一項までを除く。）の規定は、連結法人の平成二十九年四月一日以後に開始する連結事業年度において生ずる連結欠損金額について適用し、連結法人の同日前に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額については、なお従前の例による。

2 連結親法人の施行日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度の連結所得に係る新法人税法第八十一条の九第一項ただし書及び第八項の規定の適用については、これらの規定中「百分の六十五」とあるのは、「百分の六十五」とする。

#### (消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第三十五条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第四条の規定（同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。）による改正後の消費税法（以下附則第四十八条までにおいて「新消費税法」という。）の規定は、平成二十七年十月一日（以下附則第四十八条までにおいて「新消費税法適用日」という。）

びに第五十八条第一項ただし書及び第六項の規定の適用については、これらの規定中「百分の五十」とあるのは、「百分の六十五」とする。

#### (消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第三十五条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第四条の規定（同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。）による改正後の消費税法（以下附則第四十八条までにおいて「新消費税法」という。）の規定は、平成二十七年十月一日（附則第三十九条を除き、以下附則第四十八条までにおいて「新消費

以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）が行う資産の譲渡等（同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）が行う資産の譲渡等（同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）及び新消費税法適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）並びに新消費税法適用日以後に保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）に係る消費税について適用し、新消費税法適用日前に国内において事業者が行つた資産の譲渡等及び新消費税法適用日前に国内において事業者が行つた課税仕入れ並びに新消費税法適用日前に保税地域から引き取つた課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

#### （小規模事業者の納稅義務の免除の特例に関する経過措置）

**第三十六条** 第四条の規定（同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。）による改正前の消費税法（附則第四十三条において「旧消費税法」という。）第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者の新消費税法適用日の属する課税期間（消費税法第十九条第一項に規定する課税期間（同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。）をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）において、新消費税法が、当該課税期間の基準期間（消費税法第二条第一項第十四号に規定する基準期間をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）又は特定期間（新消費税法第九条の二第一項に規定する特定期間をいう。次項及び第四項において同じ。）の初日から施行されていたらものとして計算した当該課税期間の基準期間における課税売上高（新消費税法第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）又は特定期間における課税売上高

「税法適用日」という。）以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）が行う資産の譲渡等（同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）及び新消費税法適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）並びに新消費税法適用日以後に保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）に係る消費税について適用し、新消費税法適用日前に国内において事業者が行つた資産の譲渡等及び新消費税法適用日前に国内において事業者が行つた課税仕入れ並びに新消費税法適用日前に保税地域から引き取つた課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

#### （小規模事業者の納稅義務の免除の特例に関する経過措置）

**第三十六条** 第四条の規定（同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。）による改正前の消費税法（附則第四十三条において「旧消費税法」という。）第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者の新消費税法適用日の属する課税期間（消費税法第十九条第一項に規定する課税期間（同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。）をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）において、新消費税法が、当該課税期間の基準期間（消費税法第二条第一項第十四号に規定する基準期間をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）又は特定期間（新消費税法第九条の二第一項に規定する特定期間をいう。次項及び第四項において同じ。）の初日から施行されていたらものとして計算した当該課税期間の基準期間における課税売上高（新消費税法第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）又は特定期間における課税売上高

(新消費税法第九条の二第一項に規定する特定期間における課税売上高をいう。以下この条及び附則第四十八条第二項において同じ。)が円を超えるときは、当該事業者の新消費税法適用日から当該課税期間の末日までの間に行う課税資産の譲渡等(新消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいい、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第三項において同じ。)及び特定課税仕入れ(新消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下附則第四十四条までにおいて同じ。)については、新消費税法第九条第一項本文の規定は、適用しない。この場合における消費税法第五十七条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第十一條又は第十二条第一項から第六項まで」とあるのは、「第十一條、第十二条第一項から第六項まで又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第三十六条第一項」とする。

## 256 省略

### 第三十八条から第四十条まで 削除

(新消費税法第九条の二第一項に規定する特定期間における課税売上高をいう。以下この条及び附則第四十八条第二項において同じ。)が円を超えるときは、当該事業者の新消費税法適用日から当該課税期間の末日までの間に行う課税資産の譲渡等(新消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいい、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下附則第四十条までにおいて同じ。)及び特定課税仕入れ(新消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下附則第四十四条までにおいて同じ。)については、新消費税法第九条第一項本文の規定は、適用しない。この場合における消費税法第五十七条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第十一條又は第十二条第一項から第六項まで」とあるのは、「第十一條、第十二条第一項から第六項まで又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第三十六条第一項」とする。

## 256 同上

### (国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供に係る税額控除に関する経過措置)

第三十八条 事業者が、新消費税法適用日以後に国内において行つた課税仕入れのうち国外事業者(新消費税法第二条第一項第四号の二に規定する国外事業者をいう。以下附則第四十条までにおいて同じ。)から受けた電気通信利用役務の提供(同項第八号の三に規定する電気通信利用役務の提供をいい、同項第八号の四に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条及び次条において同じ。)に係るものについては、当分の間、新消費税法第三十条から第三十六条までの規定は、適用しない。ただし、当該国外事業者のうち登録国外事業者(次条第一項の規定により登録を受けた事業者をいう。以下附則第四十条までにおいて同じ。)に該当する者から受けた電気通信利用役務の提供については、この限りでない。

2 前項ただし書の規定の適用を受ける場合における新消費税法第三十条の規定の適用については、同条第八項第一号イ中「氏名又は名称」とあるのは、「氏名又は名称及び所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第三十九条第四項に規定する登録番号」と、同条第九項第一号イ中「氏名又は名称」とあるのは、「氏名又は名称及び所得

税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第三十九条第四項に規定する登録番号」と、同号ニ中「含む。」とあるのは「含む。」及び当該課税資産の譲渡等を行つた者が第五条第一項の規定に基づき消費税を納める義務がある旨」とする。

3 第一項ただし書の規定の適用を受ける場合における新消費税法第三十条第七項に規定する請求書等の保存は、財務省令で定めるところにより、前項の規定により読み替えられた同条第九項第一号イからホまでに掲げる事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人間知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の保存をもつて代えることができる。

4 国内において電気通信利用役務の提供を行つた登録国外事業者は、当該電気通信利用役務の提供を受ける他の事業者の求めに応じ、当該電気通信利用役務の提供に係る新消費税法第三十条第七項に規定する請求書等（第二項の規定により読み替えられた同条第九項第一号イからホまでに掲げる事項が記載されているものに限る。次項及び次条第六項第七号において同じ。）を交付するものとする。

5 前項に規定する請求書等を交付した登録国外事業者は、当該請求書等の記載事項に誤りがあつた場合には、当該請求書等を交付した他の事業者に対して修正した請求書等を交付しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、この条の規定の適用に関し必要な事項は政令で定める。

#### （国外事業者の登録等）

第三十九条 電気通信利用役務の提供を行い、又は行おうとする国外事業者（新消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。第五項において同じ。）は、国税庁長官の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

3 国税庁長官は、前項の規定による申請書の提出を受けた場合には、遲滞なく、これを審査し、第五項の規定により登録を拒否する場合を除き

第一項の登録をしなければならない。

4 第一項の登録は、国外事業者登録簿に氏名又は名称その他の政令で定める事項並びに登録番号及び登録年月日を登載してするものとする。この場合において、国税庁長官は、政令で定めるところにより、当該国外事業者登録簿に登載された事項を速やかに公表しなければならない。

5 国税庁長官は、第一項の登録を受けようとする国外事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録を拒否することができる。  
一 国内において行う電気通信利用役務の提供に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（次項第一号において「消費税に係る事務所等」という。）を国内に有しないこと又は消費税に関する税務代理（税理士法第二条第一項第一号に掲げる税務代理をいう。次項第三号において同じ。）の権限を有する税務代理人（国税通則法第七十四条の九第三項第一号に規定する税務代理人をいう。）がないこと。  
二 当該国外事業者（国税通則法第百十七条第一項の規定の適用を受ける者に限る。）が、同項の規定による納税管理人を定めていないこと。  
三 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること。

4 当該国外事業者が、次項の規定により登録を取り消され（同項第五号から第七号までのいずれかに該当した場合に限る。）、その取消しの日から一年を経過しない者であること。

5 国税庁長官は、登録国外事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、その登録を取り消すことができる。

一 当該登録国外事業者が国外事業者に該当しなくなつたこと。  
二 当該登録に係る消費税に係る事務所等が国内に所在しなくなつたこと。

三 当該登録国外事業者の新消費税法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限までに、当該申告書に係る消費税に関する税務代理の権限を有することを証する書面（税理士法第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）に規定する書面をいう。）が提出されていないこと。  
四 当該登録国外事業者（国税通則法第百十七条第一項の規定の適用を受ける者に限る。）が、同項の規定による納税管理人を定めていない

こと。

- 五 消費税につき国税通則法第十七条第二項に規定する期限内申告書の提出がなかつた場合において、当該提出がなかつたことについて正当な理由がないと認められること。
- 六 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること。

- 七 事実を仮装して記載した請求書等を交付したこと（当該請求書等に記載すべき事項を記録した前条第三項に規定する電磁的記録の提供を含む。）。

- 7 国税庁長官は、前三項の処分をするときは、その処分に係る国外事業者に対し、書面によりその旨を通知する。
- 8 登録国外事業者は、第四項に規定する国外事業者登録簿に登載された事項に変更があつたときは、その旨を記載した届出書を、速やかに、当該登録国外事業者の納税地を所轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

- 9 国税庁長官は、前項の規定による届出書の提出を受けた場合には、遅滞なく、当該届出に係る事項を国外事業者登録簿に登載して、変更の登録をするものとする。この場合において、国税庁長官は、政令で定めるところにより、当該変更後の国外事業者登録簿に登載された事項を速やかに公表しなければならない。
- 10 登録国外事業者が、第一項の登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間（新消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなる課税期間に限る。）中に国内において行う課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同条第一項本文の規定は、適用しない。

- 11 登録国外事業者が、第一項の登録の取消しを求める旨の届出書をその納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出した場合には、その提出があつた日の属する課税期間の末日の翌日（その提出が、当該課税期間の末日から起算して三十日前の日から当該課税期間の末日までの間にされた場合には、当該課税期間の翌課税期間の末日の翌日）に、当該登録は、その効力を失う。
- 12 国税庁長官は、第六項の規定による登録の取消しを行つたとき、又は前項の規定により第一項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を

抹消しなければならない。この場合において、国税庁長官は、政令で定めるところにより、当該登録が取り消された又はその効力を失つた旨及びその年月日を速やかに公表しなければならない。

13 第一項の登録を受けようとする者は、平成二十七年十月一日以前においても、第二項の規定の例により、同項に規定する申請書を提出することができる。

14 国税庁長官は、前項の規定による申請書の提出があつた場合には、平成二十七年十月一日前においても、第三項から第五項まで及び第七項の規定の例により、第三項の規定による登録、第四項の規定による公表、第五項の規定による登録の拒否及び第七項の規定による通知（以下この項において「登録等」という。）をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた登録等は、同日においてこれらの規定により行われたものとみなす。

15 前各項に定めるもののほか、この条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

#### （登録国外事業者が死亡した場合における手続等）

第40条 登録国外事業者（消費税法第二条第一項第三号に規定する個人事業者に限る。次項及び第三項において同じ。）が死亡した場合には、同法第五十七条第一項の規定にかかるわらず、同項第四号に定める者は、同号に掲げる場合に該当することとなつた旨を記載した届出書を、速やかに、当該登録国外事業者の納税地を所轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

2 登録国外事業者が死亡した場合における前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受ける場合を除き、前項に規定する届出書が提出された日の翌日又は当該死亡した日の翌日から四月を経過した日のいづれか早い日にその効力を失う。

3 相続により登録国外事業者の事業を承継した相続人（国外事業者に限り、登録国外事業者を除く。）の当該相続のあつた日の翌日から、当該相続人が前条第一項の登録を受けた日の前日又は当該相続に係る登録国外事業者が死亡した日の翌日から四月を経過する日のいづれか早いまでの期間（次項及び第五項において「みなし登録期間」という。）については、当該相続人を同条第一項の登録を受けた事業者とみなして、前

二条（前条第十項を除く。）の規定を適用する。この場合において、当該みなし登録期間中は、当該登録国外事業者に係る前条第四項の規定による登録番号を当該相続人の登録番号とみなす。

4 前項の規定の適用を受ける相続人（新消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者に限る。）がみなし登録期間中に国内において行う課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同条第一項本文の規定は、適用しない。

5 前項の規定の適用を受けた相続人の被相続人に係る前条第一項の登録は、当該相続人のみなし登録期間の末日の翌日以後は、その効力を失う。  
6 国税庁長官は、第二項又は前項の規定により前条第一項の登録がその効力を失ったときは、当該登録を抹消しなければならない。この場合において、国税庁長官は、政令で定めるところにより、当該登録がその効力を失つた旨及びその年月日を速やかに公表しなければならない。  
7 前各項に定めるもののほか、この条の規定の適用に関し必要な事項は政令で定める。

#### （国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第五十三条 第六条の規定による改正後の国税通則法（以下この条において「新国税通則法」という。）第二十三条第一項の規定は、法人の平成三十年四月一日以後に開始する事業年度又は連結事業年度において生ずる純損失等の金額（国税通則法第二条第六号ハに規定する純損失等の金額をいう。以下この項及び第三項において同じ。）について適用し、法人の同日前に開始した事業年度又は連結事業年度において生じた純損失等の金額については、なお従前の例による。

#### 3 2 省略

3 新国税通則法第七十条第二項の規定は、法人の平成三十年四月一日以後に開始する事業年度又は連結事業年度において生ずる純損失等の金額について適用し、法人の同日前に開始した事業年度又は連結事業年度において生じた純損失等の金額については、なお従前の例による。

#### 4・5 省略

#### （国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第五十三条 第六条の規定による改正後の国税通則法（以下この条において「新国税通則法」という。）第二十三条第一項の規定は、法人の平成二十九年四月一日以後に開始する事業年度又は連結事業年度において生ずる純損失等の金額（国税通則法第二条第六号ハに規定する純損失等の金額をいう。以下この項及び第三項において同じ。）について適用し、法人の同日前に開始した事業年度又は連結事業年度において生じた純損失等の金額については、なお従前の例による。

#### 3 2 同上

3 新国税通則法第七十条第二項の規定は、法人の平成二十九年四月一日以後に開始する事業年度又は連結事業年度において生ずる純損失等の金額について適用し、法人の同日前に開始した事業年度又は連結事業年度において生じた純損失等の金額については、なお従前の例による。

#### 4・5 同上